

# 第1章 計画の目的と位置づけ

## 1-1 計画策定の背景と目的

加東市は平成18年3月に社町、滝野町、東条町の3町合併により誕生しましたが、都市計画の規制状況を見ると、社地域の一部と滝野地域が東播磨都市計画区域で、市街化区域と市街化調整区域が線引きされている一方、東条地域は非線引きの東条都市計画区域となっています。

このため、「加東市都市計画マスタープラン」においては、目指すべき都市構造として「集約型多核都市構造」を掲げています。

このことから、住宅マスタープランの策定に当たっては、核となる地域が異なる課題を有しているため、自然環境を活かす住環境から生活利便性を優先する住環境まで、それぞれの持つ課題について市民意向を把握しながら、住宅施策の展開を図るものとします。

平成18年6月に施行された住生活基本法では、住生活の安定の確保及び向上の促進を図るため、「住生活基本計画（全国計画）」の策定が義務づけられています。国はこの規定に基づき、平成18年9月に全国計画を策定し、さらに平成23年3月には今後の社会経済情勢の変化や施策の効果に対する評価を踏まえて、この計画の見直しを行っており、このなかで以下の4つの目標をあげています。

- 安全・安心で豊かな住生活を支える生活環境の構築
- 住宅の適正な管理及び再生
- 多様な居住ニーズが適切に実現される住宅市場の環境整備
- 住宅の確保に特に配慮を要する者の居住の安定の確保

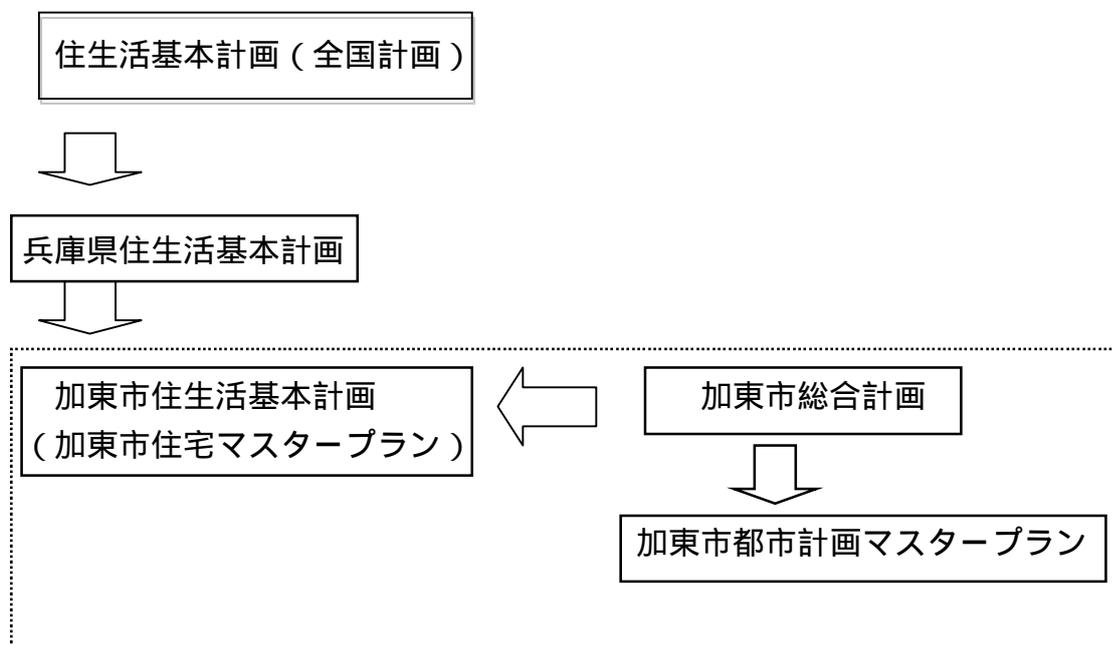
また、兵庫県は住生活基本法の規定に基づき、平成19年3月に「兵庫県住生活基本計画」を策定し、さらに平成24年1月には東日本大震災の教訓などを踏まえて、この計画の改定を行っています。

本マスタープランの上位計画である「加東市総合計画」においては、「『快適』暮らしと憩いが響きあう心地よいまち」をテーマに、「良好な住環境づくり」を施策体系に組み入れています。

このような上位計画における住生活に係る位置づけを踏まえ、「加東市住生活基本計画（加東市住宅マスタープラン）」では、市民が「元気で快適に暮らす住みよいまち」を基本理念として、誰もが安全・安心に暮らせる住まいとまちづくりを目指していくものとします。

## 1-2 . 計画の位置づけ

本計画は、住生活基本法に基づく「住生活基本計画(全国計画)」、「兵庫県住生活基本計画」を踏まえ、「加東市総合計画」や「加東市都市計画マスタープラン」などの上位・関連計画との整合を図りつつ、住宅施策の総合的かつ計画的な推進を図るための基本理念や展開方向を示した基本計画と位置づけられるものです。



## 1-3 . 計画の期間

本計画の期間は、平成24年度から平成33年度までの10年間とします。

なお、計画期間中においても、社会情勢等の変化に伴い住宅施策の見直しを必要とする場合には、適宜計画の変更を行うものとします。